

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号：34407

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25380051

研究課題名(和文) 変化するオーストラレイシア立憲主義

研究課題名(英文) Changing Constitutionalism in Australia and in New Zealand

研究代表者

佐藤 潤一 (Sato, Junichi)

大阪産業大学・国際学部・教授

研究者番号：40411425

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：「オーストラレイシア」共通の特色はそう多くなく、オーストラリアの連邦の硬性憲法とニュージーランドの軟性憲法の差とともに、後者は最高裁が少数で機動的に判断を行っている点むしろ立憲主義の点から評価される。オーストラリアは、2011年人権議会審査法(連邦法)によって国際人権条約の「人権」基準が徐々に国内法に浸透し、議会主権と連邦最高裁による違憲審査を調和させた独自の「立憲主義」を発展させつつある。ただし研究最終年度における調査で、日本と共通するポピュリズム的傾向が連邦憲法における議員の二重国籍禁止条項との関係で継続的な問題を惹起し、この点、さらに他のコモンウェルス諸国との比較が必要である。

研究成果の概要(英文)：There are only few common features of "Australasia--Australia and New Zealand". In New Zealand, the Supreme Court makes a flexible decision by its only small members of Judges. Their statutes of human rights derived from ICCPR. And in Australia also have statutes of human rights at commonwealth, ACT and Victoria. In Australia, "The Human Rights Committee was established under section 4 of the Human Rights (Parliamentary Scrutiny) Act 2011 (Cth) (Parliamentary Scrutiny Act). The Human Rights Committee must examine all bills and legislative instruments that come before either House of Parliament for compatibility with human rights, and report to both Houses on that issue." (<https://www.alrc.gov.au/publications/parliamentary-scrutiny-processes>, sec 2.25) This kind of things is common features of "Australasia". However, recent years in Australia have populist politician. We must study more things about politics in Australia and in other commonwealth countries.

研究分野：憲法、国際人権法

キーワード：オーストラレイシア ポピュリズム的傾向 議会主権 国際人権基準 国会議員の二重国籍

1. 研究開始当初の背景

研究代表者および研究分担者が、イギリス憲法の研究者としてイギリス憲法における人権保障と立憲主義について研究してきたところ、イギリスにおける変化に影響を与え、またイギリスから影響を受けつつ独自の発展をし、先住民族（オーストラリアにおけるアボリジニ、トレス・ストレート島民、ニュージーランドにおけるマオリ）との関係では対照的なオーストラリアおよびニュージーランドが、本来の独立時においてオーストラレイシアとしてまとまろうとしていたことに着目し、共通点と相違点を探る現代的意義があると考えられた。

2. 研究の目的

第一に立憲主義の最重要課題である権利保障について、権利章典を未だ持たないオーストラリアと不文憲法国ニュージーランドを対照して研究し、両国の人権保障の司法的保障が、保障された権利内容の点で普遍的であること、多くのイギリスの旧植民地国としてカナダとは異なる意味で法制度整備の面で特殊性を持つことを明らかにする。

第二に「オーストラレイシア」立憲主義の変容が、議会主権に拘泥し、統治機構改革に限界を持つ点でヨーロッパ諸国やアメリカと比較して特殊性を持つことと、国内人権委員会委員と裁判官が人権保障のために下す判断が持つ普遍性とに由来することを明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 原則として、春期または秋期の学会時に合わせて研究会を行う。

(2) 少なくともオーストラリアおよびニュージーランドにおいて各1回現地調査を行い、最新の状況把握に努める。

(3) 研究会の開催については、全員が参加する研究会は次の2回実施した。2013年5月新潟研究会、および2015年3月大阪産業大学梅田サテライトキャンパスにおける研究

会（全員参加）である。これらの他、2016年度および2017年度において、5月および10月の憲法関係学会時において研究打ち合わせを実施した。

(4) オーストラリアおよびニュージーランド現地調査については、次の通り実施した。

2015年2月ニュージーランド現地調査
(Victoria University of Wellington)

2016年3月ニュージーランド現地調査
(University of Auckland; Victoria University of Wellington)

2018年1月オーストラリア現地調査
(University of Queensland)

4. 研究成果

ニュージーランドの人権法およびオーストラリア ACT ならびにヴィクトリア州における人権法は、カナダ同様議会による適用除外条項を有すること（ACT は明示されず）、オーストラリアの連邦法としても、人権の議会審査法が成立し活用されていることから、アメリカの違憲審査制度の影響を強く受けつつも議会主権への拘泥があると言わざるを得ない。このような意味でのオーストラリアおよびニュージーランドの立憲主義は、人権保障の法制度という意味では確かに共通点を有する。

ただし、「オーストラレイシア」共通の特色はそう多くなく、オーストラリアの連邦の硬性憲法とニュージーランドの軟性憲法の差とともに、後者は最高裁が少数で機動的に判断を行っている点むしろ立憲主義の点から評価される。オーストラリアは、2011年人権議会審査法（連邦法）によって国際人権条約の「人権」基準が徐々に国内法に浸透し、議会主権と連邦最高裁による違憲審査を調和させた独自の「立憲主義」を発展させつつある。ただし研究最終年度における調査で、日本と共通するポピュリズム的傾向が連邦憲法における議員の二重国籍禁止条項との関係で継続的な問題を惹起し、この点、さら

に他のコモンウェルス諸国との比較が必要である。最後については、2018年1月実施の現地調査で日本の近年の政治状況との共通性が明らかとなり、このような課題も踏まえつつ新たな分担者も加え、コモンウェルス立憲主義という視野を広げた科研費課題を申請し獲得している(2018年度より)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

1. 佐藤潤一、オーストラリアにおける差別表現規制—差別禁止法と国内人権機関の役割、国際人権、2013年、53-62頁(査読有)
2. 松井幸夫、ニュージーランド憲法とイギリス憲法モデル、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(報告書)、2014年、65-68頁(査読無)
3. 松原幸恵、「法の支配」の現代的展開、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(報告書)、2014年、57-60頁(査読無)
4. 佐藤潤一、「憲法」の比較の意味と無意味、大阪産業大学論集 人文・社会科学編 32号(2018年3月)、71~98頁(査読有)

〔学会発表〕(計7件)

2014年6月および10月に代表者佐藤によるヨーロッパ人権条約研究会における報告

2016年度における代表者佐藤による主としてニュージーランド憲法にかかる人権保障状況について発表(於:ヨーロッパ人権条約研究会:ニュージーランドにおける人権保障(2015年6月);ニュージーランドにおける人権保障—「オーストラレイシア立憲主義研究」の視点から(2015年11月);コモンウェルス憲法との「比較」が持つ意義と限界(2015年12月);ニュージーランド憲法と立憲主義(2016年2月))

2017年度には代表者佐藤、分担者柳井・松井がイギリス憲法研究会シンポジウムに参加し日英統治構造比較について報告・コメン

テータを務めた他、意見交換を行った(於:コンソーシアム京都 "Brexit and British Constitution" 報告者・コメンテータ = Prof Ewing (Kings College London), Mike Gordon(University of Liverpool), Junichi SATO(Osaka Sangyo University), Masumi SUZUKI(Ryukoku University), Kenichi YANAI(Kwansei)。

〔図書〕(計4件)

1. 佐藤潤一、教養憲法入門、敬文堂、2013年(288頁)
2. 近藤敦編著、外国人の人権へのアプローチ、明石書店、2015年(206頁)、77-93頁(佐藤潤一、第4章文化的権利)
3. 倉持孝司・小松浩編著、憲法のいま—日本とイギリス—、敬文堂、2015年(324頁)(松原幸恵(第II部第1・2章,第III部イギリスにおける統治)、松井幸夫(第1部第6章スコットランドにおける権限移譲〔訳〕)
4. 倉持孝司・松井幸夫・元山健編著、イギリス憲法の「現代化」——ウェストミンスター型憲法の変動——、敬文堂、2016年、464頁〔「第2章 イギリス憲法の「現代化」と憲法理論・憲法原則」中、イギリス憲法の「現代化」と「法の支配」論の現状 - ビンガムの論説を手がかりに - (松原幸恵);「第3章 ウェストミンスター型憲法の変動と国会」中、貴族院改革とウェストミンスター型憲法の「現代化」(柳井健一);「第9章 ウェストミンスター型憲法の変動とコモンウェルス」の、オーストラリア憲法とイギリス憲法(佐藤潤一)およびニュージーランド憲法とイギリス憲法(松井幸夫)〕

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:

番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐藤潤一（SATO JUNICHI）

大阪産業大学教養部教授(2017年4月～同
国際学部教授)

研究者番号：40411425

(2)研究分担者

松井幸夫（MATSUI YUKIO）

関西学院大学・司法研究科教授
研究者番号：30135892

柳井健一（YANAI KENICHI）

関西学院大学・法学部教授
研究者番号：30304471

松原幸恵（MATSUBARA YUKIE）

山口大学・教育学部准教授
研究者番号：80379916